

高鍋町告示第36号

令和2年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月28日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和2年9月3日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

---

○9月9日に応招した議員

同上

---

○9月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和2年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて(専決第24号)[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第5 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて(専決第25号)[令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)]
- 日程第6 報告第3号 令和元年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第7 報告第4号 令和元年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第8 報告第5号 令和元年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第9 同意第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第70号 令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契約について
- 日程第11 議案第71号 令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 認定第1号 令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第2号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第3号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第4号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第5号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第6号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第7号 令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第8号 令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出

## 決算について

- 日程第20 認定第9号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第10号 令和元年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第22 議案第72号 高鍋町債権管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第73号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第74号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第75号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第76号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第77号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第78号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第29 議案第79号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第80号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第81号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第82号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 令和元年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（専決第24号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第5 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（専決第25号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕
- 日程第6 報告第3号 令和元年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第7 報告第4号 令和元年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第8 報告第5号 令和元年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

- 日程第9 同意第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第70号 令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契約について
- 日程第11 議案第71号 令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 認定第1号 令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第2号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第3号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第4号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第5号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第6号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第7号 令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第8号 令和元年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第9号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第10号 令和元年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第22 議案第72号 高鍋町債権管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第73号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第74号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第75号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第76号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第77号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第78号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第29 議案第79号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第80号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第81号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第82号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 令和元年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 後藤 正弘君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
 議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 島埜内 遵君
教育長 …………… 川上 浩君	農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君
代表監査委員 ……… 黒木 輝幸君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	野中 康弘君
財政経営課長 ……… 徳永 恵子君	建設管理課長 ……… 長友 和也君
農業政策課長 ……… 渡部 忠士君	農業委員会事務局長 …… 飯干 雄司君
地域政策課長 ……… 日高 茂利君	
会計管理者兼会計課長 ……………	杉 英樹君
町民生活課長 ……… 鳥井 和昭君	健康保険課長 ……… 川野 和成君
福祉課長 …………… 中里 祐二君	税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 ……… 吉田 聖彦君	教育総務課長 ……… 横山 英二君
社会教育課長 ……… 山下 美穂君	

---

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から令和2年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。なにかこう鳥かごの中に

入っているような状況ですが、御勘弁ください。

令和2年第3回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、先日8月31日午前10時より第3会議室におきまして議会運営委員会全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席しまして議会運営委員会を開催しましたので、御報告いたします。

今定例議会に提案されます案件は、議案第68号専決処分の承認を求めることについて（専決第24号）など専決処分の承認が2件、令和元年度高鍋町健全化判断比率についてなど報告が3件、教育委員会委員の任命についての同意が1件、議案第70号令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契約について、議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてなど認定が10件、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正についてなど条例の一部改正が5件、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定について、議案第78号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）など補正予算が5件の全部で29件であります。

執行部より説明を受けまして、意見を求めましたが特になく、その後議会事務局より日程についての説明を受け、会期につきましては、本日9月3日から9月17日までの15日間の予定でありましたが、台風10号の影響をかんがみ、本日午前9時より第3会議室におきまして臨時の議会運営委員会を開催し、会期につきましては本日9月3日から9月7日月曜日と9月8日火曜日を休会とし、9月18日を最終日とする16日間で委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、八代輝幸議員、5番、松岡信博議員を指名いたします。

---

### **日程第2. 諸報告**

○議長（青木 善明） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあ

ります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さん、おはようございます。令和2年6月1日から令和2年8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋大師堂改修工事完成神事についてでございますが、高鍋観光協会による高鍋大師堂の老朽化改修工事が終了し、6月5日完成に伴う神事が執り行われました。新たな高鍋大師堂は、靴のまま入ることが可能なヒノキのフローリングとなり、ウッドデッキも設けられました。コロナ禍で人の往来は少ない状況でございますが、個性あふれる高鍋大師堂に今後多くの人々が訪れていただければと考えております。

次に、災害時避難所関係協定調印式についてでございますが、6月15日高鍋町役場において執り行いました災害発生時における指定避難所の設置運営に関することや、津波災害等の発生時における地域住民の指定緊急避難場所としての使用に関する協定を、株式会社メモリード宮崎様と締結いたしました。今回の協定締結により、町と事業所との連携が深まり、有事の際には高鍋温泉めいりんの湯が町民の方々にとって重要な拠点になることと期待しております。

次に、高鍋農畜産物応援販売促進フェアについてでございますが、7月11日、12日及び18日、19日の4日間にわたり整理券による入場制限や手指消毒など、新型コロナウイルス感染症の対策を実施した上でJA児湯本所南側広場で開催されました。

今回のフェアは、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた肥育牛農家の応援や、地域住民を元気にするためJA児湯や有限会社藤原牧場が主体となり実施されたものです。農業高校や農業大学校、高鍋町地場産業振興会も出店し、多くの来場者でにぎわいました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議等についてでございますが、町内初の本感染症の感染者が7月22日に県の検査で判明し、報道発表等のありました23日以降、本感染症の対策本部会議や関係団体との緊急会議などを開催し、町の対応方針を定め、県や周辺自治体ともウェブ会議での情報交換等を行ってまいりました。感染拡大防止や情報の共有、発信に努めるとともに、町民の方々や事業所の要望を把握し、経済対策や県の要望等を実施してまいりました。

今後も県と連携し、本感染症の予防、拡大防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高鍋町新型コロナウイルス感染予防対策啓発キャンペーン出発式についてでございますが、8月24日高鍋町役場において開催されました。新たな感染者を出さないためにも児湯地区観光社交組合、高鍋地区飲食業組合、高鍋地区ホテル旅館業組合等が実施主体となり、町が定めたガイドライン遵守の宣言等が行われました。

出発式の後は、参加者約40名のほか多くの飲食業関係者が町内の飲食店を訪問し、ポスターの配付やガイドライン遵守の確認、人権啓発活動などを行いました。

今回のキャンペーンは8月31日までの実施でしたが、今後も関係団体と積極的に協力し、感染予防、感染拡大防止や人権啓発活動などに継続して取り組み、町内事業所の活動継続を支えてまいりたいと考えております。

次に、畜魂慰霊式についてでございますが、8月27日新型コロナウイルス感染症予防のため規模を縮小し、小並地区にある畜魂慰霊碑の前で執り行いました。未曾有の被害をもたらした口蹄疫の終息宣言から10年が経過しました。

国内外で家畜伝染病の脅威が広まる中、被害を受けられた方々が復興に向けた取り組みや教訓の継承、さらなる防疫体制の強化に日々努力されておられますことに深く敬意を表しますとともに、犠牲となった家畜たちの冥福を祈りながら、二度とこのような悲劇を繰り返さないことを誓いました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月18日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの16日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第68号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第68号専決処分の承認を求めることについて（専決第24号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第68号（専決第24号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町営住宅使用料についてその滞納者に支払いを求め、支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあったため民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行したもので、異議申立て後速やかに訴訟手続を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 議案第68号（専決第24号）の〔支払督促の訴訟への移行



による訴えの提起について] 詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、これまで提案、議決をいただいております支払督促と同様に4月に申立てをしておりましたが、相手方の裁判所からの送達文書の受理が遅くなったため、本議会での提案となったものでございます。

今回の案件も、住宅使用料の滞納分を一括で支払うよう支払督促の申立てを行ったところ、相手方より話し合いでの和解と分割での納付が希望され、異議申立てがされたところでございます。そのため訴訟へ移行したもので、期日などが確定してから議案として提案する時間的余裕がないことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

事件番号、裁判所、専決処分日等それぞれ議案に記載のとおりでございます。今回の支払督促の申立て金額につきましては、遅延損害金を含め186万5,700円、対象となっている滞納期間につきましては、平成20年6月から令和2年3月までの98月となっております。なお、相手の方は現在も町営住宅に住んでおられる方でございます。

以上で説明終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 金額が大きいので、本当に分割してお支払いいただけるものなのかどうかということは、これから裁判をしていく中で話し合いでの和解、分割での支払いということで提案されましたけれども、どのような方向性が解決策として考えられているのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） この方につきましては、186万円と先ほど申し上げましたが、裁判のほうに移行して以降この方につきましては、その後約110万円程度の納付がされております。

残りにつきましては現在のところ約75万円となっております。この方とは実際には裁判でのお話し合いということになりますけれども、事前に折衝等も行ってございましてある程度の向こうの支払える金額等もちちらの方で確認をしております。そちらのほうで一応、裁判所で和解に向けた話し合いということをしていく予定としております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第68号専決処分の承認を求めることについて（専決第24号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第69号

○議長（青木 善明） 日程第5、議案第69号専決処分の承認を求めることについて（専決第25号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第69号（専決第25号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、県の休業要請に応じた事業者に対し速やかに支援金を支給する必要があることから、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,494万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億3,301万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出は感染症対策休業等要請事業支援金の増額及び感染拡大防止のための備品等購入並びに施設改修でございます。

歳入は、県補助金及びふるさとづくり基金繰入金でございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第69号（専決第25号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県の休業要請に応じた事業者に対し、感染症対策休業等要請事業支援金を支給するものでございます。

専決処分の日は、令和2年7月30日でございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

議会費及び財産管理費の需用費は、感染拡大防止のためのパーティションの購入でございます。財産管理費、備品購入費は、顔認証による発熱探知機7台分の購入費用でございます。保健衛生費、職員手当等は、感染症対策に従事する職員の時間外勤務手当でございます。母子衛生費、需用費は、乳児健診等の際に使用する非接触型体温計等の購入、備品購入費は空間除菌装置の購入でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

商工業振興費、報償費はお手元に資料をお配りしておりますが、概要といたしましては、県の休業要請に応じ休業または時短営業をした事業者及びタクシー、代行業に対し支援金

を支給するもので、休業した事業者に対して20万円または15万円、時短営業した事業者に対して10万円、タクシー、代行業で休業した事業者に対して15万円を支給するものでございます。

災害対策費、消耗品及び備品購入費は、避難所等での感染拡大防止のためのパーティション、非接触型体温計等の購入でございます。

お手元のほうに図面のほうをお配りをさせていただいております。公民館費、工事請負費は、たかしんホールのトイレをオート開閉式にするもの、図書館費、備品購入費は図書消毒器の購入でございます。こちらもお手元のほうに資料をお配りをさせていただいております。歴史総合資料館費、工事請負費は、和式トイレをオート開閉式の洋式トイレに改修をするもの、美術館費、工事請負費もトイレをオート開閉式に改修をするものでございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。6ページ、7ページをお開きください。

商工費県補助金は、休業等要請にかかる県の補助金で、補助額は休業要請等協力金として接待を伴う飲食店で休業した事業者に対して1件当たり5万円、接待を伴わない飲食店で時短営業した事業者に対して1件当たり2万5,000円、感染拡大対策支援金として1件当たり5万円でございます。

その下の繰入金、ふるさとづくり基金繰入金は、今回の補正の財源として充当いたしました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今度、トイレの改修を含め非接触型の体温測定器などを買われるようなんですけれども、空間除菌装置ていうのがありますけれども、9ページですね、ページ数言ったほうがいいですかね、空間除菌装置というふうに先ほどおっしゃいましたが、一体どういうものなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、資料を配付していただきました。感染症対策の休業等の要請支援金の交付についてということで書いてありますが、その2枚目についているガイドラインとチェックリストと書いてありますけれども、これを全部守った人に支給されるのかどうか。またこれはどういうふうにして調査をしていくのか、そこをお伺いしたいと思います。

それから、トイレ改修の中でオートで、自動で開閉になるというトイレになるみたいなんですけど、問題はやはりそこには接触をする部分が、感染する部位ではないんですけれどもありますけれども、それに対する手当ていうのはどういうふうにされていくのか、ちょっとそこだけ確認させていただければと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 今回購入いたします空間除菌装置ですけど、低濃度オゾン発生装置でございまして、オゾンを利用してのウイルス除去、それから除菌、消臭を可

能とするものでございます。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） ガイドラインの遵守の件についてでございますが、お手元にお配りしておりますチェックリストにつきましては、対象事業者の皆様方にお配りしておるものと同じものでございます。

この中で、飲食業界の組合のほうとも協議を進めた中で、上段にあります必須事項というところに関しては、高鍋町内の事業者さんとしましては全て取り組んで頂く、必ず取り組んで頂くものとして設定しておりまして、それ以降重点事項等につきましては各店舗の業態ですとか店舗の状況に応じて、可能な範囲で実施をして頂くというものに位置づけておるところでございます。

またその調査方法につきましては、飲食組合のほうと共同で巡回等を行っておりまして、その中で啓発活動も含めて随時お願いをしておるところでございます。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 施設のトイレ改修についてでございますけれども、今般オート開閉式の洋式トイレへの改修につきましては、効果といたしまして不特定多数の方の利用が見込まれる箇所に関しまして、これまで直後ふたの開け閉めを接触によって行った部分を極力非接触という形に改修をいたします。

この件につきまして、その他接触の機会の多いところというのはあるんですけれども、その後につきましてはドアの消毒等も含めまして施設の感染リスクの軽減は対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあもう1個だけ。先ほどガイドラインを守るということが大切だということを言っていたんですけど、私がさっき聞いた方のこのチェックリストを全て網羅しないと、要するに全部チェックしてそれがないと支援金がもらえないのかということちょっと聞きたかったんですね。

だから、それが守られてるか守られてないかによって金額が変わるのかとか、やっぱりいろいろ気になるじゃないですか。だからお店によっていろんな状況が違ってくると、確かに皆さん来店者にはカードを書いてくださいということで、来店者カードていうのはもう私も行ったところ全て書いておりますけど、やっぱりそういうふうにして守ってる人と守らない人といった場合に、支援金についてどういったものがあるのか、差があるのかなのかそこだけ確認させてください。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） ガイドラインにつきましては、こちらのチェックリスト全てについて遵守して頂くというものではございませんで、先ほども申しました必須事項の2項目につきましては、必ずお願いしておるところでございますが、お店の状況等に応

じて重点事項の部分については、選択して可能な部分をやって頂くということで、それによりガイドラインを遵守しますという誓約をしていただいた上で、誓約をいただいた事業者様には今回の支援金を給付するというものでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 濟いません。1点だけなんですけど、この県が出しております支援金なんですけど、食事提供施設に対して休業等の要請が、これに対して県からも出てますし町からも出てます。

この場合、この資料を見ますとやっぱ接待を伴う店としてテレビでも出てましたが、本町のある理髪店が出てましたインタビューでですね。その場合、理髪店とか美容院とかマッサージ屋さん、あるいは整骨院、今回タクシー業とか運転代行業とかも含まれておりますが、その辺りの理髪店、美容院とかマッサージ、整骨院とかそういうところに対してはどうだったのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 今回の支援金に関しましては、県のほうから発出されました休業等要請の対象となる主に飲食店となりますが、接待を伴う飲食店、その他の飲食店等を対象とするものでございまして、その休業に対する協力金という意味合いでございまして。

タクシー業、運転代行業につきましては、飲食店等が休業になるということで直接的に影響を受ける可能性のあるということで、今回の支援金の対象としておるところでございまして。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今説明で分かったんですけど、お店によっては理髪店等も自主的にやっぱり休業されたところも出ていたようです。話を聞きますとですね。

そういうことも含めて、今後この対象に入らなかったそういう、今私が申しましたそういう美容院とかそういうところも何らかのそういう支援ができないものか、考えておられないのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時31分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今の2番目の質疑は撤回します。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1点だけ。簡単な質疑なんですけども、今回この専決において補正予算を組まれてますが、その中身の内容、各施設のトイレの改修ということでもちろん

緊急を要するものということなんでしょうが、78号の一般補正の中にも当然同じ新型コロナウイルス感染症対策費の中のトイレ改修工事とかが入っておりますが、もちろん歳入財源との絡みとか緊急を要するということがあったんでしょうけども、その辺りの説明が若干不足するんで、もしはっきり分かってらっしゃるようであればこの点についてなぜ専決したかていうのは明確にされたほうがいいんじゃないかなと思いますが、以上です。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） なぜ専決をしたのかという御質疑でございますが、今回計上させていただきましたトイレ改修につきましては、実際トイレ本体のほうをオート開閉式にするという改修でございます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....

午前10時34分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） お答えいたします。トイレの改修について緊急を要するものというふうに判断したため、専決予算とさせていただきました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 検温器で7台てことは、この傍聴席入り口とかにもあるものだと認識しておりますが、これ一応顔写真を撮りますけどそれは保存されるものなのでしょうか、それともいわゆる記録て形をしてする場合はあれば、もし個人情報であるとかプライベートなものが出てくると思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時36分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） お答えいたします。あれは画像認証をしてマスクの装着、発熱を感知するものであって保存はしてありません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第69号専決処分の承認を求めることについて（専決第25号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕は承認することに決定いたしました。

---

日程第6. 報告第3号

日程第7. 報告第4号

日程第8. 報告第5号

- 議長（青木 善明） 日程第6、報告第3号令和元年度高鍋町健全化判断比率についてから、日程第8、報告第5号令和元年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3件を議題といたします。

まず町長の報告を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 報告第3号令和元年度高鍋町健全化判断比率について及び報告第4号令和元年度高鍋町公営企業資金不足比率について、一括して御報告申し上げます。まず報告第3号令和元年度高鍋町健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率が、それぞれ括弧書きで記載しております早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町ではいずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第4号令和元年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が、経営健全化基準で定められております20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では水道事業、下水道事業、工業用地造成事業特別会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

- 議長（青木 善明） 次に、教育長の報告を求めます。

教育長。

- 教育長（川上 浩君） 報告第5号令和元年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により提出するものでございます。

以上です。

---

### 日程第9. 同意第10号

○議長（青木 善明） 日程第9、同意第10号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第10号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の小泉桂一氏が令和2年11月30日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明は省略いたします。

以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第10号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第10号教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

---

### 日程第10. 議案第70号

○議長（青木 善明） 日程第10、議案第70号令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第70号令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第70号令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契



約について詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和2年度二本松橋側道橋新設工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字水谷坂平付、契約方法は指名競争入札、契約金額は7,645万円、契約の相手方は宮崎市天満2丁目6番13号、九州建設工業株式会社代表取締役山下英明でございます。

なお、この工事につきましては、令和2年8月17日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、九州建設工業株式会社、株式会社増田工務店、株式会社伊達組、河野建設株式会社の4社でございました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 議案第70号令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契約について、建設管理課より工事概要の説明を申し上げます。

本工事につきましては、二本松橋の上流側に架ける側道橋の上部工の施工を行うもので、鋼鉄製の桁を架け歩道として整備するもので、橋長44メートルの側道橋が完成することになります。

6月議会で御承認いただきました下部工工事におきまして、公示対象外としました側道橋下の上流側、護岸部分の施工につきましては、今回の工事の施工期間及び洪水期を考慮して別工事での発注を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今説明があったんですが、洪水期の状況ていうのはどれぐらいの雨量があった時、どれぐらいの水量があった時と判断するのか。

それと、この側道橋というのは自転車も入るんですね。これ、自転車も通るんですね。だから、こういう時にそれまでの取付の道路ていうのはどういうふうに考えておられるのか、そこだけちょっとお聞かせください。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 洪水期ていうのは、基本的には6月から10月いっぱい、この期間が河川における洪水期でいいまして、いつ雨が降ってもおかしくないという状態で、基本的には河川内での工事等を行わないというふうな形で設定をされております。

自転車も入るということで想定はしておりますけども、一応取付が今、ホームワイド側のほうから歩道を造っておりますので、その歩道とこの側道橋をきちんと結んだ形での道路改良を行う予定でございます。（発言する者あり）

道路、二本松橋の本橋のほうに車道部分が真っすぐ通りますので、それに合わせて若干側道橋のほうの本橋よりもちょっと離れますので、その部分は歩道のほうの線形をその側道橋のほうに向けて道路改良を行うということをしております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。これで質疑終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第70号令和2年度二本松橋側道橋新設工事請負契約については原案のとおり可決いたしました。

---

日程第11. 議案第71号

日程第12. 認定第1号

日程第13. 認定第2号

日程第14. 認定第3号

日程第15. 認定第4号

日程第16. 認定第5号

日程第17. 認定第6号

日程第18. 認定第7号

日程第19. 認定第8号

日程第20. 認定第9号

日程第21. 認定第10号

日程第22. 議案第72号

日程第23. 議案第73号

日程第24. 議案第74号

日程第25. 議案第75号

日程第26. 議案第76号

日程第27. 議案第77号

日程第28. 議案第78号

日程第29. 議案第79号

日程第30. 議案第80号

日程第31. 議案第81号

日程第32. 議案第82号

○議長（青木 善明） 日程第11、議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利

益剰余金の処分についてから日程第32、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上22件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第71号令和元年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから※提案第9号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、令和元年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入歳出総額116億2,983万8,301円、歳出総額111億8,771万9,423円、差し引き4億4,211万8,878円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額26億7,409万5,205円、歳出総額26億6,273万7,617円、差し引き1,135万7,588円となっております。

次に、認定第3号後期高齢者医療特別会計については、歳入総額5億2,407万4,876円、歳出総額5億2,407万4,876円、差し引きゼロ円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額3億7,787万7,451円、歳出総額3億7,311万3,840円、差し引き476万3,611円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,032万8,000円、歳出総額918万4,636円、差し引き114万3,364円となっております。

次に、認定第6号介護保険特別会計については、歳入総額19億2,721万8,953円、歳出総額18億4,816万19円、差し引き7,905万8,934円となっております。

次に、認定第7号のツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,326万8,928円、歳出総額2,072万5,955円、差し引き254万2,973円となっております。

次に、認定第8号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額22万5,906円、歳出総額11万1,579円、差し引き11万4,327円となっております。

次に、認定第9号の工業用地造成事業特別会計については、歳入総額5億4,835万

※後段に訂正あり

5,003円、歳出総額5億4,735万4,041円、差し引き100万962円となっております。

次に、認定第10号令和元年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

営業面では、給水件数が9,024件で前年度より81件の減、有収水量は199万6,714立方メートルで、前年度より1.0%の増でございます。

経営面では、税抜き収益的収入総額4億4,839万2,904円、支出総額4億586万229円で、当年度純利益は4,253万2,675円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額5,000万円に対し支出総額は2億7,501万1,263円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億2,501万1,263円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第72号高鍋町債権管理条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、令和2年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、延滞金の割合の特例規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第73号高鍋町手数料徴収条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第74号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、**※特別地域型保育事業**に求める連携施設の確保に関し所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第75号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の連携及び居宅訪問型保育の提供に関する基準について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第76号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修の拡充について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第77号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の適切な管理及び活用の促進に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第78号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3億797万8,000円を追加し、歳入歳出予算

※後段に訂正あり

の総額をそれぞれ127億4,099万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、高鍋駅舎改修設計業務委託、赤ちゃんすくすく応援特別給付金、わかば保育園舎改修実施※計画業務委託、インフルエンザ予防接種助成事業、農産物生産構造転換緊急支援事業補助金、雇用促進奨励金、感染防止対策支援金、小中学校校内通信ネットワーク整備事業、児童・生徒用パソコン端末購入事業、小丸河畔運動公園トイレ建設事業、給食センター空調機設置事業、補助災害復旧事業等でございます。

また、人事異動に伴う人件費の調整を行うものでございます。財源といたしましては、国庫支出金、繰入金及び町債等でございます。

併せまして、地方債につきまして現年発生補助災害復旧事業の追加及び校内通信ネットワーク整備事業ほか2件の変更を行うものでございます。

次に、議案第79号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ175万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,260万7,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

次に、議案第80号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,205万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では人事異動に伴う人件費の調整、歳入では令和元年度決算に伴う繰越金の増額及び財源調整のための一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第81号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、令和元年度事業費確定に伴い歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第82号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ7,731万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,518万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では令和元年度事業費確定に伴う国庫支出金等返還金並びに一般会計繰出金の増額及び介護給付費準備基金積立金の増額、職員の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

歳入では、令和元年度決算に伴う繰越金の増額、人事異動に伴う人件費相当分等一般会計繰入金の減額でございます。

以上、22件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 済いません、訂正をお願いします。3か所あるそうでございます。

令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第9号を提案、認定を提案と読んだそうでございます。

それから、少し前から読みますが、特別子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定地域型保育事業に求められるというのを特定を特別と読んだそうでございます。

それから、わかば保育園園舎改修実施計画事業業務委託のところを設計を計画と読んだそうです。3か所、以上訂正させていただきます。大変失礼申し上げます。

○議長（青木 善明） ここで暫時休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

### 日程第33. 令和元年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（青木 善明） 日程第33、令和元年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 監査委員2名を代表いたしまして、令和元年度各会計の決算審査及び基金運用の状況の審査結果を御報告いたします。

まず第1に、審査の種類でございますが、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づく決算審査及び基金運用状況審査でございます。

決算及び基金運用の審査は、去る7月1日から8月4日までの間、役場におきまして書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月17日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査意見書は皆様のお手元に配付をされております。その概要について御報告申し上げます。

第2に、審査の対象となりましたのは、令和元年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、令和元年度高鍋町特別会計8会計歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計、7、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計、8、工業用地造成事業特別会計、それに令和元年度基金運用状況についてでございます。

第3に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり令和2年7月1日から令和2年8月4日まで、実質審査日数17日間でございます。なお、今年度制定されました監査基準に基づき職員に対して審査結果の説明を行い、その説明に対する弁明及び意見の聴取を行いました。弁明及び意見はございませんでした。

第4に、審査の着眼点及び実施内容についてでございますが、歳入歳出決算書等について関係法令に準拠して調整されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等、基金の運用状況等につきましては、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に運用されているか等を主眼とし、歳入歳出決算書、附属書類として提出された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況を示す書類等について審査し、現地調査も実施しました。なお、審査は高鍋町監査基準に準拠して実施をしました。

第5に、審査の結果でございますが、令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して調整されており、関係諸帳票を初めその証拠書類などと照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

さらに、基金運用状況につきましても基金運用状況を示す書類の計数は正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることを確認いたしました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれました現状の評価について申し上げます。令和元年度一般会計決算の規模は、前年度と比較して歳入におきましては18億4,723万3,000円下回り、歳出におきましても、16億5,549万1,000円下回っております。

また、収支では、単年度収支は黒字を計上しておりますが、真に黒字または赤字であるかは単年度収支額に財政調整基金積み立てを加算し、財政調整基金の取り崩しを控除した実質単年度収支で判断をすることになります。その算式に基づき算出をしますと、財政調整基金の取り崩し等が要因となりまして実質単年度収支は4億9,905万6,000円の赤字となっております。

歳入面では、町税が1,934万7,000円増加し、町税全体の収納率も96.4%で前年度並みとなっております。

また、令和元年10月から保育料の一部無償化により児童福祉費負担金が5,039万5,000円、ふるさと納税の制度の変更により寄附額が5億6,780万9,000円、それぞれ減少をしております。

そのような中で、ふるさと納税の多面的な推進にも積極的に取り組むなど自主財源の確保に努めるとともに、国県補助金の活用を図り安定した財源確保ができているものと思われれます。

一方、歳出面では、障害福祉費等の増加や工業用地造成事業特別会計繰出金等が増加し

ましたが、ふるさとづくり基金を有効に活用するなど財政の健全化に配慮しながら財源を有効に使い、学校施設の整備、災害復旧事業などの生活環境整備にも取り組んでいることが伺えます。

本町の一般会計における財政指標を見ますと、財政力を示す財政力指数は0.524で県内の平均を大きく上回っておりますが、一方財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.1%、標準財政規模に占める公債費の割合を示す公債費比率は5.8%であり、若干悪化をしております。さらに財政健全化判断比率の健全度が若干下がっている指標もありますが、数値から判断しますと財政の健全性は保たれているものと思われま

す。以上の実績から、従前に引き続き財政規律を重んじるとともに、財源の確保に努め財政の健全化に配慮する一方で、限られた財源の中で各種の補助制度を積極的に活用するとともに、ふるさと納税による自主財源の確保に努め、生活環境の整備、防災対策や教育環境の整備に取り組むなど、令和元年度一般会計の運営は効果的であり、適正であったものと認められます。

なお財政の環境は、財源が伸びない中で高齢化等の進展により、社会保障費、扶助費等の大幅な増加が続くとともに、公共施設の老朽化に伴う維持管理費等増大及び頻発する異常気象による災害の対応など、財政需要は拡大するものと思われま

す。このことから、財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されます。このため、ふるさと納税の推進は財源確保の方策として、町の特色を生かした返礼品の開発など積極的に推進すべきと考えられます。

また、予算編成に当たりましては、事務事業の優先度、緊急度を精査するとともに、なお一層の工夫と取り組みにより効率的で効果的な財政運営に努め、さらなる町民福祉の向上と町勢の発展に向けて組織一丸となり、町民と協働で高鍋のまちづくりに取り組まれるよう要望をいたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯数は、前年度と比較して123世帯減少し、被保険者数も239人減少をしております。歳入面では、前年度と比較して国保税が4,000円、繰越金が2億1,891万円、県支出金が2,571万4,000円の減額となり、繰入金は7,103万円の増額となっております。

平成30年度より保険者が県に移管をされましたが、現在の国民健康保険財政は国民健康保険基金の令和2年3月末現在高が6億2,764万円積み立てられておりまして、財政状況は安定していると言えます。

なお、令和元年度末までの保険税の滞納累計は7,357万7,000円で高額であります。徴収努力の積み重ねにより前年度と比較して若干減少しております。執行停止中のものも加味すると、今後も滞納を縮減する努力が求められます。

被保険者の高齢化の進展や医療の高度化により、医療費が増嵩することが予想される中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題でありまして、その安定化のためには疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。



特定健診の受診率向上や健康づくりの啓発により、疾病予防に向けてなお一層取り組まれるとともに、基金の運用による被保険者の負担の平準化にも配慮すべきと思料をされます。また、併せて引き続き税の収納率向上の対策に努めて頂くよう要望いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。決算状況は、歳入歳出共に安定をしており、今後とも状況と保険制度の推移に注視をしながら運営されることを要望いたします。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。令和元年度の公共下水道の事業量は、管渠布設286メートル、面整備0.2ヘクタールであります。令和元年度末現在の面整備累計は226.1ヘクタールとなりまして、水洗化率は85.2%、2,825世帯、6,109人となっております。施設の管理面では長寿命化対策が講じられており、平成29年度で一定の対策が終了をしてしております。

このような中で、令和元年度末における財政状況は、事務費、施設管理費、建設事業費及び起債償還費等で年間約3億7,300万円を要しておりますが、根幹的な財源であります使用料は約1億700万円でありまして、基金繰入金、起債借入れ等により財源の調達をしてしておりますが、不足する財源約1億6,670万円は全額一般会計からの繰り入れで補っております。下水道経営の健全化と一般会計の負担を軽減するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進することが求められております。

なお、依然として受益者負担金の収入未済額の縮減が進んでいない状況にありますので、具体的な対策を立てて的確に取り組まれることを要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町による認定審査は、的確そしてスムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査が行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。令和元年度の要介護要支援の申請数は801件で、前年度と比較して37件減少をしてしております。申請者のうち非該当は14件となっております。令和元年度の決算における実質収支は7,905万8,000円となっております。

実質単年度収支は、実質収支が前年度を下回ったことにより187万9,000円の赤字となっておりますが、介護計画に基づき適正に運営をされております。なお、令和2年3月末の基金残高は3億8,005万9,000円でありまして、財源は確保され安定した運営となっており、支障はないものと思料をされます。

なお、今年度の保険給付費は2.3%の伸びでありまして、今後高齢化が進み保険給付費の増加も見込まれますことから、介護予防の諸事業に積極的に取り組むとともに、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できますように、円滑な運営を図っていくよう望むものであります。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水を他の農業にも雑用

水として使用することを目的に、1市3町で共同設置された会計であります。

平成21年度から事業を開始をしております。施設運営は適正に行われておりまして、財政状況は収入未済額もなく、基金を積み立てるなど順当で安定した運営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。西都児湯固定資産評価審査委員会は、平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置されております。令和元年度は審査事案はありませんでした。適正な審査が行われるよう要望いたします。

次に、高鍋町工業用地造成事業特別会計について申し上げます。工業用地造成事業特別会計は、企業誘致にかかる用地造成等のインフラ整備事業を町が行うことにより、迅速で効率的な企業立地を進める目的で設置された会計であります。平成29年度から事業を開始し、平成30年度に造成は完了しております。今後は借り入れた起債の償還を行っていくこととなります。

続きまして、高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。決算審査は、去る6月22日から6月26日までの間の中で、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月16日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。その概要について御報告申し上げます。

まず第1に、審査の種類でございますが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算の審査でございます。

第2に、審査の対象でございますが、令和元年度高鍋町水道事業会計決算でございます。

第3に、審査の期間でございますが、審査の期間は先ほど述べましたとおり6月22日から6月26日までの間のうち、実質5日間でございます。

第4に、審査の着眼点及び実施内容でございますが、町長より提出された決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されているか、また水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿などの照査など、高鍋町監査基準に準拠して審査を実施いたしました。

第5に、審査の結果でございますが、審査に付された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、水道事業の運営は地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、本年度の給水人口は1万8,047人で、前年度より355人減少し、有収水量は1万8,935立方メートル増加をしております。年間配水量は、前年度と比較して8万8,360立方メートル、3.7%増加をしております。

なお、漏水対策等の効果もあり、有収率は81%と高い水準を維持しておりますが、近年低下傾向にありますので、対策が必要と思われまます。施設利用率及び負荷率は、同類型の団体の経営指標、施設利用率54.57%、負荷率79.24%を上回っております、効率的な業務運営に努められたものと評価をできます。

次に、経営成績につきましては、損益計算書のとおりであります。

収益では、営業収益は給水収益の増加が主要因となって、509万5,391円、1.1%増加をしております。

費用では、営業費用は委託料、修繕費及び資産減耗費の増加が要因となり、2,028万6,279円、5.9%増加、営業外費用は支払い利息が減少したことにより497万7,386円、11.1%減少をしております。このことにより、費用全体では1,530万8,893円、3.9%増加をしております。これらの結果、純利益は前年度より1,021万3,502円減少し、4,253万2,675円となっております。

経営状況につきましては、経営分析での指数が経営指標と比較して下回っている部分もありますので、改善を図っていく必要があるものと思われまます。

次に、財政状態につきましては、今年度末における財政状況は貸借対照表のとおりであります。

資産の部では有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置の減少額が大きく、固定資産は1億5,893万5,186円、3.6%の減少となっております。

流動資産は、現金預金が5,812万8,101円、18.1%増加をしております。

負債の部、固定負債では企業債償還により1億6,697万9,509円、7.3%の減少となっております。

流動負債につきましては、翌年度の企業債償還予定額及び未払金が増加したことが主要因となって、4,408万1,224円、18%増加をしております。

繰延収益は、国庫補助金、工事負担金等により取得した資産の当該年度減価償却費相当額であります2,017万7,313円、3.9%減少しております。このことによりまして、全体の負債額は1億4,307万5,598円、4.7%減少しております。

資金運用面では、流動資産が流動負債を上回っております、安定していると言えます。

資本金の部では、減債積立金を取り崩し自己資本金に組み入れたことによりまして、1,646万5,439円増加をしております。

剰余金の部では、当年度末未処分利益剰余金は減少しましたが、減債積立金積立により剰余金全体では2,606万7,236円、9.3%増加をしております。

以上のことから、資本全体では4,253万2,675円、2.4%の増額となっております。年度末における財政状態は安定をしていると言えますが、企業債未償還残高が高額でありますことから、さらなる経営努が望まれます。

分析による現状の評価は以上のとおりであります。令和元年度の経営状況は収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より減少しましたが、経営根幹である営業収益は給水

収益が若干増加したことにより微増しております。

一方、費用面では営業費用は資産減耗費、修繕費、及び委託料が増加し、営業外費用は支払い利息が減少しております。

資本的収支につきましては、収入では企業債の借入れが5,000万円となっております。支出面では、配水管布設替え等により一般改良費が5,638万3,187円増加し、企業債償還金は621万6,958円増加をしております。

経営状態につきましては、給水収益の大幅な増加が見込めない中で、企業債元利償還金が給水収益の50%を超える状況が依然と続くと共に、多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するものと思われま。このような中で、給水人口は減少傾向が続いておりますが、企業誘致によりまして令和元年度から給水需要の増加が見込めるようになったことは好材料と言えます。

今後の水道事業経営に当たりましては徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえ業務の効率化に向けた取り組みと、安全で良質な水の安定供給に向けて町民に信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

以上、御報告申し上げます。

---

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分散会

---